

処 分 基 準

基準の名称	県文化財指定基準		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
文化財の保護に関する条例	3 9 - 3	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等許可取消	
基 準 の 内 容			
史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、次のいずれかに該当する場合			
(1) 現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。			
(2) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。			
(3) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。			
(4) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、またはそのおそれがあると認められること。			